

業界の現状と課題

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

酒類対策プロジェクト座長 伊藤 廣幸

規範委員長 白石 陽一

顧問 三木 敏夫

事務局長兼CVS部長 磯野 信男

酒類販売業等に関する懇談会ヒアリング資料

(社) 日本フランチャイズチェーン協会

1. 一般概況について P. 1～P. 8
2. 酒類販売管理研修受講者実績について P. 9
3. セーフティステーション・トライアル活動について P. 10～P. 17
4. 成人誌取り扱いについて P. 18～P. 20

1. 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会（略称 JFA）のご紹介

- 研修開講に際し、酒類販売管理研修の実施団体となった JFA 及び JFA CVS 部会についてご理解をいただく為概況のご紹介を致します。

●設立の目的

- * (社) 日本フランチャイズチェーン協会は、1972年（昭和47年）4月に通商産業大臣によって認可され30年の歴史を持ったフランチャイズビジネスに関するわが国唯一の公益法人です。
 - * 協会の設立目的は、日本におけるフランチャイズビジネスの健全な発展を図ることにあります。
 - * 会員は、日本の代表的なフランチャイザーを正会員に、またフランチャイズビジネスに関心をもち、協会の趣旨に賛同する企業などによって構成されています。
正会員は、JFA組織委員会の入会審査をへて、理事会で承認された企業（フランチャイズチエーン本部）であり、所定の資格条件のほか、JFA倫理綱領の遵守と、フランチャイズチエーン本部の情報開示についてJFA自主開示基準を公開しております。
-

現況

- * 協会が設立された72年当時、日本に存在したフランチャイズチエーンはまだ90～100チエーンを数えるにとどまり、売上高は1300億円程度に過ぎませんでした。しかし、その後あらゆる業種・業態にフランチャイズビジネスは広がり、2002年3月現在では、1061チエーン、21万店、売上高17兆6000億円（前年比4.4%増）という規模にまで拡大しました。日本経済が長期低迷下にある現在でも、唯一といってよいほど成長を続けているビジネス分野となっています。
- * 叉全フランチャイズチエーンに対しJFA会員社はチエーン数152チエーン（構成比14.3%）店舗数10万3千店（構成比49.0%）売上高10兆670億円（構成比60.6%）となっております。会員の主要業種別構成比は下記の通りであります。この様にJFAはまさに我が国フランチャイズビジネス名実共リーダーとして牽引する中核的存となっております。
- * このようにフランチャイズビジネスが成長し続けているのは、このシステムが合理的であり、社会の変化に敏感に対応できる革新性を持ち、フランチャイザーとフランチャイジーの両者が生活者に支持される努力を間断なく払ってきたからにはかなりません。

JFA会員構成比 店舗数、売上高 企業数・チエーン数 03・9末現在 店舗数 02・3末現在

	企業数	チエーン数	店舗数	構成比	売上高(百万円)	構成比
CVS	15	18	35,616	34.6%	6,544,588	65.0%
小売業	50	68	2,993	2.9%	545,973	5.4%
サービス業			41,141	40.0%	1,512,202	15.0%
外食業	61	69	23,126	22.5%	1,464,626	14.5%
合計	126	152	102,876	100.0%	10,067,389	100.0%

●部会活動

- * J F Aはフランチャイズシステムを事業経営の基本とする各企業の団体であり、会員の業種・業態は多岐にわたっており、それぞれの固有課題に対応するため、C V S・小売サービス・外食の3部会を設置し 業界固有の課題について部会活動を行っております。
- * 尚C V Sについては、現在小売流通業としてチェーンストア・百貨店等と比肩する位置になりながら専門の業界団体をもっておりません。従ってC V S部会において経営環境の変化とさまざまな社会的課題に、迅速に討議対処する為に専任事務局とプロジェクトチームを設け活動を行っております。
社会的問題として、酒類・たばこ・成人図書などの未成年者への販売禁止活動、防犯・防災安全対策、突発的大規模災害救援活動（例えば阪神大震災救援）、リサイクル、廃棄物減量化や酒類・医薬品等の規制緩和活動に取り組んでおります。

●委員会活動・相談活動

- * 協会には、規範委員会、組織委員会、教育研修委員会、環境委員会、安全対策委員会など常設の委員会が9つあります。このほか、特定の課題について研究・討議する特別委員会が随時設置されています。いずれの委員会も協会の存在意義を高め、また会員の知識・技能を高めること。それによってフランチャイズビジネスの健全な発展を図り、社会貢献に資していくこうというのが主な狙いです。
- * 協会は、一般向けの活動も数多く手がけております。その代表的な例が相談業務です。協会は、一般からのフランチャイズビジネスに関する苦情や相談に応じるため、「フランチャイズ相談室」を設置しており、外部の有識者による「網紀特別委員会」を設け、そこで検討していただく体制を整えています。

●今後の協会の役割

- * 協会は、調査・研究、指導・教育、啓蒙・普及、広報・情報収集、相談対応、行政への働きかけといったさまざまな活動を通して、フランチャイズシステムの健全な発展に力を尽くしてきました。

フランチャイズビジネスが大きく育ってきた現在、このビジネスが生活者から頼りにされるばかりでなく、環境保全や街の安全確保、あるいは雇用の増大など社会的貢献の面での責任がますます重くなっています。協会は会員と力を合わせ、また行政や公的団体、あるいは有識者やマスコミなどの支援を受けて、フランチャイズビジネスのより一層の発展を図ってまいります。

以上

2. CVS（コンビニエンスストア）部会の概要と活動状況

(1) CVSをとりまく社会的環境と役割について

① CVSの社会的位置付

- * コンビニエンスストア（以下略 CVS）は中小売店の経営近代化・流通の合理等我が国の経済活性化と、消費者の生活利便に寄与する業態として生まれてから30年が経過し、現在全国各地におよそ4万2千店が出店・およそ130万人以上の方々が直接的に従事されその運営に携わっております。1日の来店客が国民人口の約1/4にあたる2800～3000万人と推測され、今や国民の日常生活を支えるインフラの一つとして数えられ必要不可欠な存在となっていることはご承知の通りであります。
 - * CVSは顧客の生活ニーズに応えるため各チェーン本部と店舗が協力し努力を傾注・継続していることが今日の姿になったものであります。
 - * その中にあってJFA CVSの各会員チェーン本部は現在15社・店舗数略4万店を占め名実ともCVS業界を代表しております。
-

② 規模・知名度の向上と社会的責任の増大

- * 社会において大きな存在となるに伴い、CVSの営業に対し顧客を始め地域住民・関係行政機関・関係諸団体・マスコミ等を通じ様々な社会的要請・青少年の健全育成・防犯・防災・安全対策・環境対策等がCVSに対し要請・要求がなされる様になりました。
 - * 90年代に入り店舗数の増加に伴いCVSの特性である年中無休・深夜販売等の販売体制に対し、例えば未成年者に対する酒類・煙草・成人図書の販売防止・非行少年のたまり場化や強盗事件等防犯対策・店舗及周辺の防災対策・子供、老人、婦女子等の安全対策・深夜の騒音問題やペットボトル等のリサイクル・レジ袋の削減、又大規模災害時における協力、公共的業務の代行要請等の社会的要請が激増して参りました。又、我が国の経済活性化と国民の日常生活に寄与する為、規制緩和に対して積極的に取り組んでおります。例えば規制緩和に逆行する「酒類販売管理士」法案等に対する全面反対の署名活動の実施、地域住民の夜間の救急対応の為、大衆医薬品の規制緩和の推進等に取り組んでおります。
 - * この様に社会的責任が増大し、それぞれのチェーンにとってもCVS業界にとっても共有の問題として対処する必要性に迫られております。
-

③ CVSの社会健全化への推進

- * すべての企業又その企業の団体は社会によって存立しておりそれぞれの立場によって社会的使命を果たすことは当然の責務と考えます。
ことにCVSは地域に密着した小売業として社会から信頼を得るため、社会の健全化への推進は、一番重要な事柄であります。
- * CVS部会の諸活動の中から、本研修に特に関連性の高い「セーフティーステーション活動」と「酒類販売管理の経緯」の2点をご紹介しその意義をご理解頂ければ幸いと存じます。

序章. 酒類販売管理研修開講にあたって

はじめに :

研修講師挨拶（要旨）

- * 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会、研修講師の自己紹介
- * 研修会受講参加のお礼、並びに受講後自己チェックテストの実施
- * 店舗で全従業員に受講内容の教育と実施徹底

酒類販売管理研修の主旨 :

酒類販売管理研修	<ul style="list-style-type: none"> * 社団法人日本フランチャイズチェーン協会（略称 JFA）はこのたび（平成 15 年 9 月）財務大臣が指定する酒類販売管理研修の実施団体として認可され発足いたしました。 * 当協会の会員企業（フランチャイズ事業本部）の酒類販売場所（店舗）の方々およそ 3 万名が研修を受講することになります。
販売管理者の選任	<ul style="list-style-type: none"> * 平成 15 年 9 月 1 日法律改正により、各店舗ごとに「酒類販売管理者」を選任し、その方々へ当協会が主体となって酒類販売管理研修を実施することになりました。 * 又「酒類販売管理者」が長時間不在の場合、必ず成年者の代行責任者を指名し配置して下さい。
研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> * 研修の実施は JFA が選任し「独立行政法人酒類総合研究所（略称 酒類総研）」主催の研修を修了した「コア講師」又は JFA が主催の研修会において「コア講師」による研修を修了した「研修講師」が皆様方へ「酒類総研のテキストを使用」し 3 時間の研修を実施いたします。
店舗従事者 (全従業員に指導徹底)	<ul style="list-style-type: none"> * 本研修受講修了後、皆様のお店に於いて全従事者（全従業員）に対し受講内容の説明と指導・法定事項実施の徹底をはかるようお願いします。 * 店舗全従事者は、酒類売り場で表示物の掲示・点検・未成年者への販売禁止・成人への適正飲酒の指導などを行い、販売者としての責務の自覚と遵守をはかってください。 * 又従事者は個人としても社会の一員として健全な社会をつくる為努力していただきたいと考えます。
未成年者販売の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> * 万一未成年に販売した等の違反行為発生の場合免許人（オーナー等）販売者（販売した従業員当人）双方共罰則が課せられ、酒類販売免許の取消処分となります。又販売者が学生など将来社会人となる人々の履歴に瑕疵をつける事になります。 * マスコミ等に報道された場合、当時者だけでなく同じチェーンや CVS 業界全般に悪影響・イメージダウンにつながり責任重大であります。
正しい販売顧客の信頼	<ul style="list-style-type: none"> * 正しい販売の遵守 酒類のみならず商品に対し常に正しい販売を行うことは顧客からの信頼、地域の方々からの支持を得るものとなり、お店の業績向上に寄与するものと確信して下さい。

酒類販売管理についての経緯

酒類販売管理に対しCVS部会としての活動及び行政等公的機関の動向を含めた経緯について、あらかじめご理解をお願い致します。(本研修の参考事項)

平成6年(94)10月17日	<p>中央酒類審議会(政府諮問機関)中間答申 (酒類の社会的問題として良好な飲酒環境の形成について) ①消費者の自己責任 ②事業者の社会的責任 ③行政の社会的管理の役割 ④適性飲酒の推進 特に「未成年者飲酒防止の観点から」セルフサービス方式の小売店 CVS・SM等及自販機を対象に管理強化 ・本答申 平成9年(97)6月政府に提出</p>
平成6年(94)11月18日	<p>アルコール問題連絡協議会(消費者・教育・宗教等の13団体) CVS・SMにに対し小売店での酒類取扱についてJFA他関係団体及び行政 に対し下記の要望 「従業員教育」「販売規制」「深夜販売の自粛」</p>
平成6年(94)12月13日	<p>JFA・CVS部会発足 ・アルコール問題諸般の社会問題対応について、個々のチェーンだけでは困難 となりCVS部会が団体として活動を行う</p>
平成8年(96)10月1日	<p>JFA・CVS部会 未成年者飲酒・喫煙防止統一キャンペーン実施 ・場所：東京新宿 安田生命ホール ・参加者：309名(JFA273名 ゲスト・行政・関係団体・マスコミ等36名) ・基調講演 国立久里浜病院 河野 裕明名誉院長 「キャンペーン内容」 ・CVS部会会員社全店舗で飲酒・喫煙防止の統一行動 統一ポスター掲示・売場の分離陳列実施とステッカー標示 レジカウンターでも未成年者販売防止・店内BGM告知等 *以後、現在まで継続的実施を行っている</p>
平成10年(98)3月	酒類小売業免許ほか規制緩和3ヵ年計画閣議決定
平成10年(98)4月13日	<p>・中央酒類審議会答申をうけ国税審議官よりJFA等酒類販売3団体に対し 「今後の酒類販売における未成年者への取組み」について要請 ①販売責任者の把握 ②年令確認の徹底 ③夜間販売時間 責任者の配置 ④清飲料との分離陳列 ⑤従業員の研修 ⑥自販機の徹底</p>
平成10年(98)9月1日	<p>・小売業免許交付の人口基準段階的緩和開始 (完全廃止15年(03)8月31日)</p>
平成12年(00)3月	・与党3党政調会 酒類の社会的規制強化を行政に要請

平成12年(00)4月	・酒類の社会的規制等の関係8省庁連絡協議会発足 CVS部会に対し数回ヒアリング実施
平成12年8月30日	・同連絡協議会、「未成年者酒類販売防止及び公正取引環境」に関する政策大綱発表 ・ことに深夜販売体制整備・年令確認の徹底を強調する
平成12年(00)10月	CVS部会未成年者販売防止対策特別委員会発足 上記について平成15年4月酒類対策プロジェクトチーム(PT)発足まで定期的継続的に検討を行う
平成13年(01)1月1日	・小売業販売免許交付の距離基準の廃止
平成13年(01)2月5日	・議員立法「酒類販売管理士制度」国会上呈に対し新たな公的資格制度の新設は、規制緩和閣議決定に反するものとして、JFA CVS部会が中心となり日本チェーンストア協会等他団体と連携し、与党幹事長(代表)に反対表明と156万1千名 の反対署名を提出し、阻止した
平成13年(01)10月	・厚生労働省2000年未成年者飲酒・喫煙行動に関する全国調査の結果発表 CVS部会等関係団体に対し説明会実施 ・調査要旨:(対象・全国中学校132校・高校102校を抽出) 飲酒経験 高3男子17%、女子8.7%で入手経路は60%がCVS・SM・40%が居酒屋等、前回調査に比べCVSが上昇した
平成13年(01)12月12日	・未成年者飲酒禁止法(同時 喫煙禁止法)改正 販売時、年令確認が出来るようになった。違反した場合、免許者・販売者双方に罰金刑。罰金を受けたものは免許取消し
平成13年(01)12月13日	3省庁(警察・国税・厚生)から法改正に伴いJFA会長に対し未成年者飲酒防止に対する取組み強化通達
平成14年(02)2月	酒類販売業に関する懇談会発足(主催国税審議官) メンバー 学者などの有識者9名。同年9月まで、延10回開催 主旨: 酒類の未成年者対策を含む社会的要請及免許緩和後の酒類販売業のあり方を討議 CVS部会としてもヒアリングに出席、当方の意見を述べる
平成15年(03)4月	CVS部会・酒販対策 プロジェクトチーム(PT)発足

平成15年(03)7月7日	<p>酒類小売業者の経営改善などに関する緊急措置法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急調整地域の指定 ・「全国小売業免許地域中」その地域が著しい供給過剰地域でありその中小売販売業の占める割合が高く、かつ過半数から経営改善計画が、税務署長に提出されていること。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当緊急調整地域には免許付与を1年間制限する。 ・本法平成17年8月31日限りで失効する(時限立法)
平成15年(03)9月1日	<p>酒類業組合法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の飲酒防止に関する表示基準の改正 酒の陳列場所に対して「酒類の陳列場所である」とび「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を行う。(違反者に遵守命令) ・酒類販売管理者の選任 酒類販売場ごとに酒類販売管理者を選任する義務がある ・酒類販売管理者は販売管理研修受講 選任3ヶ月以内に酒類販売管理研修を受講義務
平成15年(03)8~9月	<ul style="list-style-type: none"> ・JFA財務大臣指定の酒類販売管理の研修実施予定団体 JFA会員から コア講師 (酒類総研主催) 75名 受講修了 研修講師 ((社)JFA主催) 1250名 受講修了
平成15年(03)9月19日	<p>9月1日財務大臣指定の酒類販売管理研修実施団体許可 JFA理事会で研修実施団体として承認され発足した。</p>
平成16年(04)3月末日	<p>CVS酒販店31,937店、研修実施29,540名受講率92.5% 内訳 JFA受講21,855名、他団体受講7,685名</p>

社会の安全対策についての主要経緯

平成9年(97)6月	CVS部会より警察庁生活安全局に「子供 110番」を提案 子供の安全、少年のナイフ携帯等 少年の保護と、徘徊老人、ストーカー行為の一時的救護通報拠点としてCVS店舗が協力 以降 同様事項について 全国各地の警察、自治体、関係団体等からJFA及び会員各社に要請あり、都度対処する。
平成11年(99)10月	警察庁生活安全局長よりJFA会長宛にCVSの自主防犯対策を要請あり (強盗事件等の防犯対策)
平成12年(00)7月27日	同庁、同局長よりCVSの地域安全活動(セーフティステーション)に 参画・推進方策についてJFA会長に要請 主旨 地域の防犯拠点 店舗の強盗等犯罪の防衛 <u>青少年の有害環境防止(酒類・煙草・有害図書等)</u>
平成12年(00)12月13日	文部大臣から青少年をとりまく有害環境の防止について会議の要請がありCVS部会担当代表が文部省を訪問 文部大臣にCVSの活動を説明し理解を得る
平成13年(01)10月1日	<u>東京都青少年健全育成条例改正・施行</u> ※主として不健全図書(有害図書)閲覧販売防止の強化の為、その他自治体も逐次改正している
平成14年(02)8月	東京消防庁・119番発生場所の誘導時間短縮化の為都内全会員店舗の名簿提供協力要請があり提出する
平成15年(03)2月	(社)青少年育成国民会議(後援 内閣府) 青少年と社会環境に関する中央大会(於 国立オリンピック記念センター) ・全国都道府県育成団体代表者側は地域で問題となっている店のトップにCVSを挙げており、酒・煙草・成人図書の販売防止の徹底を要求している ・これに対しCVS部会から対策の取り組み状況を説明し理解を求めている ・尚 本大会は毎年一回行われ、当部会として参加している
平成15年(03)3月	CVS部会 春季未成年者対策統一活動実施 期間:平成15年3月13日～31日(成人誌は25日迄) 内容:①成人誌売場の総点検、未成年者閲覧、販売防止徹底 ②酒類売場表示・分離陳列・JFA統一ポスターの総点検 ③省庁及関係団体、未成年飲酒防止 月間(4月1日～4月30日)統一ポスター掲示
平成15年(03)3月	セーフティステーション第1次トライアル実施(3月～5月)
平成15年(03)11月	セーフティステーション第2次トライアル実施(11月～平成16年1月)
平成16年(04)7月	セーフティステーション第3次トライアル実施予定(7月～9月)

CVSが自主的に取り組む社会の安全対策としての「セーフティステーション活動」は、「青少年健全育成への取組み」「安全・安心なまちづくりに協力」二本柱の推進であり、本酒類販売研修ごとに未成年者への酒類販売防止はその一環である事をご理解をして頂くようお願い致します。

酒類販売管理研修受講者数

	会員会社 受講者数	一般 受講者数	合 計
平成15年度	21,855	939	22,794
	95.9%	4.1%	100.0%
平成16年4月	780	328	1,108
	70.4%	29.6%	100.0%
合 計	22,635	1,267	23,902
	94.7%	5.3%	100.0%

第3次トライアル実施計画

1. 実施期間 平成16年7月1日(木)～9月30日(木)の3ヶ月間

2. 実施地域

①北海道(札幌市・岩見沢市・江別市・小樽市・恵庭市・北広島市・石狩町) ②東京都 ③静岡県
④岐阜県 ⑤愛知県 ⑥奈良県 ⑦京都府 ⑧大阪府 ⑨兵庫県 ⑩神奈川県(横浜市・川崎市)
⑪福岡県 ⑫佐賀県 実施店舗数 19, 315店 (地域別内訳:別紙1)

3. コンセプト

(1)安全・安心なまちづくりに協力

(防犯・防災対策)

①自主防犯体制の強化

②緊急事故に対する110番・119番通報

(安全対策)

①女性・子供等の駆け込みへの対応

②高齢者・身体障害者等の介護補助と連絡

③地域顧客への安全情報の発信、提供

(2)青少年健全育成への取組み

①酒類・たばこの販売防止

②成人誌の販売・閲覧防止

③少年・少女非行化の防止(たまり場化の防止)

4. 使用ツール

(1)主旨説明文書・パンフ

加盟店オーナー・従業員、本部従業員等への啓発・意識付け徹底を図るため、「SS活動の目的および意義」に関する文書(別紙2)を作成する。

また、現行のイメージ図を見直しSSの主旨説明パンフ(別紙3)を作成し、外部への説明および内部に対する一層の徹底に活用する。

(2)ポスター

「セーフティステーション宣言」ポスター(B3サイズ・カラー両面)(別紙4)を作成し、実施期間中の店頭掲示用とする。

(3)ガイドライン

JFA①未成年飲酒・喫煙防止、②成人誌販売・閲覧防止、③事件・事故通報、④緊急通報手順
⑤防犯カメラ設置・運用基準、⑥防犯対策基準、⑦サッカーキューズ(toto)取扱いの各ガイドラインを基に各社にてマニュアルを整備する。

5. 発足式

開催地区・日程については以下の通り。

東京都	6／ 4	(金)	よみうりホール
岐阜県	6／10	(木)	ば・る・るプラザ
愛知県	6／11	(金)	サン笠寺
札幌市	6／16	(水)	サンプラザホール
静岡県	6／17	(木)	静岡市民文化会館
兵庫県	6／23	(水)	ラッセホール
大阪府	6／24	(木)	メルパルク大阪
京都府	6／25	(金)	京都市西文化会館ウェスティ

以 上

S S 実施店舗

平成16年2月末日現在

	北海道	札幌市	その他	東京都	静岡県	岐阜県	愛知県	奈良県	京都府	大阪府	兵庫県	神奈川県		福岡県	佐賀県	合计
												横浜市	川崎市			
(株)アップルマーク		45										4				49
そのうち酒取扱店		32										3				35
(株)エーム・ジャパン		701				17	24	111	22	80	29	51			1,035	
そのうち酒取扱店		352				7	16	62	18	55	22	37			569	
国分グローサースーチーン(株)		172	2	7	21	2	9	40	5	31	14	11			314	
そのうち酒取扱店		146	2	7	19	0	6	34	2	29	14	11			270	
(株)ココストア		18	16	24	148	2	4	23	9	3	1	32	5		285	
そのうち酒取扱店		18	15	24	140	2	4	20	9	3	1	28	5		269	
サークルケイ・ジャパン(株)		61	294	241	847	55	108	131	41	38	19			1,835		
そのうち酒取扱店		26	224	187	699	32	70	76	29	24	13			1,380		
(株)サンクスアンドゾエイツ		138	23	578	34	20	197	59	53	245	141	104	28		1,620	
そのうち酒取扱店		130	22	411	27	14	168	48	36	170	94	88	16		1,224	
(株)スリーエフ			176										84	31		291
そのうち酒取扱店			136										70	22		228
(株)セイコーマート		267	76										22			365
そのうち酒取扱店		265	76										22			363
(株)セブン-イレブン・ジャパン		254	71	1,328	392	193	31	130	414	295	244	148	604	112	4,216	
そのうち酒取扱店		241	70	975	317	54	16	80	257	183	186	121	527	99	3,126	
(株)ディリーヤマザキ			204	52	7	109	24	43	199	48	60	16	114	18	894	
そのうち酒取扱店			131	39	7	91	13	35	149	37	48	10	101	17	678	
(株)ファミリーマート		957	197	80	404	47	141	601	256	216	89	217	42		3,247	
そのうち酒取扱店		630	134	57	304	34	108	449	178	171	73	164	41		2,343	
(株)ボーラ		248											16	135	5	510
ミニストップ(株)		276	96	73	185	10	23	59	21	55	24	56	3	881		
そのうち酒取扱店		153	35	44	144	6	14	29	8	37	19	29	2		520	
(株)リトルスター															0	
そのうち酒取扱店															0	
(株)ローソン		174	29	752	160	78	335	100	170	84	454	205	75	278	56	3,680
そのうち酒取扱店		165	25	519	129	56	260	68	119	561	325	162	52	233	51	2,725
(株)タイムリー															93	
そのうち酒取扱店															60	
合計		833	199	5,516	1,243	621	2,441	347	721	2,653	1,344	1,168	490	1,498	241	19,315
そのうち酒取扱店		801	193	3,706	922	454	1,881	226	504	1,816	932	916	375	1,253	220	14,199

※タイムリーの店舗数は5月11日現在。

※北海道のその他の地区は岩見沢市、江別市、小樽市、恵庭市、北広島市、石狩市の6市。

セーフティステーション活動の目的および意義

今、何故セーフティステーション活動なのでしょうか？

私ども CVS は日々の営業活動において、良質の商品・サービスを通じてお客様へ利便性・安全性を提供することにより地域社会への貢献を果たし、そのことが社会的に評価を得ていることは紛れもない事実であります。

しかしながら、現在我が国を取り巻く社会環境は誠に憂慮すべき状況であると言わざるを得ません。このような状況に歯止めを掛け、社会の健全化・治安維持の回復を確保するためにも、全国各地の要所に点在する社会的インフラとしてのコンビニエンスストアに期待されるところは大きく、現に青少年の健全育成、防犯・防災対策、安全対策、環境対策と多岐に亘る社会的要請が寄せられています。

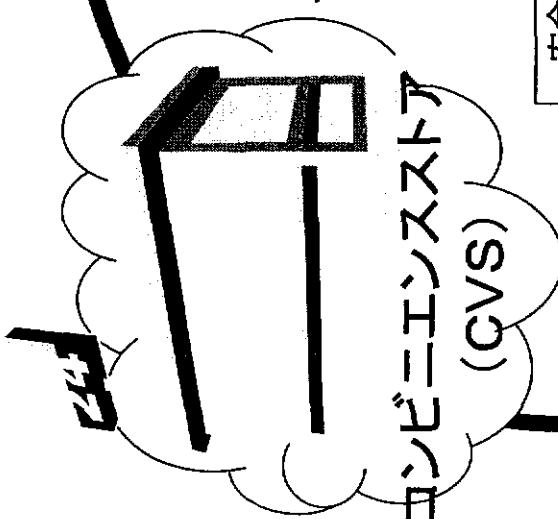
私ども CVS はその社会的要請を真摯に受け止め、地域に密着した小売業として社会貢献の一環としても「まちの安全・安心な生活拠点づくり」を推進していくことが益々重要になってきております。地域社会に貢献し企業としての社会的使命を果たすことにより、地域の一員としてお客様からの信頼・支持を獲得しなければなりません。

CVS 業界に身を置く私たち全員が一丸となり、セーフティステーション活動に真剣に取り組むことこそがこの活動を成功裡に導き、結果として CVS の社会的地位の向上ひいては売上げ向上に繋がることになるのではないかでしょうか。

今一度、加盟店の皆様そして本部スタッフが価値観を共有し、同じ目標に向かって従来よりの取り組み事項の更なるブラッシュ・アップを図ろうではありませんか。

以上

コンビニエンスストア・セーフティステーション活動



セーフティステーション活動とは

コンビニエンスストアがお客様に良質な商品・サービスをご提供することに加え、地域の皆さん・国・地方自治体のご協力のもと『まちの安全・安心な生活拠点』づくりを目指す
自主的な取組みです。

コンビニエンスストア
(CVS)

安全・安心なまちづくりに協力

(防犯・防災対策)

- ①自主防犯体制の強化
- ・強盗撲滅宣言
- ・万引き防止対策
- ②緊急事故に対する110番・119番通報
- ・災害、交通事故、ひつくり、放火等

※警察署・交番・交通安全協会・消防署等との連携

青少年健全育成への取組み

- ①酒類・たばこの販売防止
 - ②成人誌の販売・閲覧防止
 - ③少年・少女非行化の防止（たまり場化の防止）
- ※警察署・少年サポートセンター・青少年育成団体・学校・PTA等との連携

関連事項への取組み

- ①店舗周辺の清掃徹底
- ②地域住民・商店との交流、連携の強化

国・地方自治体・関係団体

セーフティステーション宣言

私たちは地域社会の
安全・安心に
貢献する店を
目指します。

強盗撲滅
宣言！



強盗・万引発生時には
警察へ通報し
犯人逮捕に協力します。

女性・子供さん等の
危険な事態には
すみやかに連絡します。



店周辺の事故や
急病人が発生したら
すみやかに連絡します。



店前を「たまり場」にすることは
皆さんの迷惑になりますので
お断りします。



未成年者への酒類・たばこの
販売をお断りします。



18歳未満者への成人誌の
販売・閲覧をお断りします。



社団法人
日本フランチャイズチェーン協会

(社) 日本フランチャイズチェーン協会
コンビニエンスストア「セーフティステーション・トライアル活動」
— まちの安全・安心な生活拠点づくり —
第2次トライアル結果報告

(社) 日本フランチャイズチェーン協会CVS部会では昨年11月1日より3ヶ月に亘り東京都内6区・横浜市・川崎市・福岡県・佐賀県下の会員社全店舗(4,537店舗)にて「セーフティステーション第2次トライアル」(まちの安全・安心な生活拠点づくり活動)を展開してまいりましたが、1月31日をもちまして無事終了いたしました。この度、対象店舗からのアンケート集計がまとまりましたので以下のとおりご報告させていただきます。

◇セーフティステーション第2次トライアル概要

1. 参加チェーン 13社 (世田谷区・渋谷区・目黒区・新宿区・中野区・杉並区・横浜市・

川崎市・福岡県・佐賀県下4,537店舗)

アップルマート、エーエムピーエム、ココストア、コミュニティストア、
サークルK、サンクス、スリーエフ、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、
ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ローソン (五十音順)

2. 実施期間 平成15年11月1日から平成16年1月31日までの3ヶ月間

3. 後 援 東京都、横浜市、川崎市、福岡県、佐賀県

警視庁、神奈川県警察、福岡県警察、佐賀県警察

東京国税局、福岡国税局

4. 内 容

1)安全・安心なまちづくりに協力

2)青少年健全育成への取組み

- ①強盗・万引等に対する自主防犯対策
- ②女性・子供の駆け込み対応
- ③お年寄り・体の不自由な方の介護
- ④緊急災害・犯罪発生時の通報

- ①未成年者への酒類・たばこの販売禁止
- ②18歳未満者への成人誌閲覧・販売禁止
- ③青少年のたまり場化防止への対応

◇総括

川崎市・佐賀県での第1次トライアル(平成15年3月1日～5月31日)の結果を踏まえ、各自治体・警察・国税局のご理解・ご協力のもと「安全・安心なまちづくり」「青少年の健全育成」を通じて「地域に根付いたお店づくり」を目指した取組みを継続してまいりました。

お年寄り・体のご不自由な方への介護・お手伝いをはじめとして緊急災害・犯罪発生に対する通報対応、女性・子供の駆け込み対応と合計2,313件の対応事例報告があり、微力ながらも地域社会のお役に立つことができているのではないかと確信しております。

また、未成年者への酒類・たばこ販売禁止、18歳未満者への成人誌閲覧・販売禁止に関しては合計1,777件の事例報告があり、少なからずその未然防止に貢献できたものと考えております。一方、依然として青少年のたまり場化防止への対応に関する事例報告も後を絶たず、青少年の健全育成に向けた各自治体・警察・国税局との連携強化および地域住民の皆様のご理解と積極的参画による一層の活動推進が必要と思われます。

なお、期間中における強盗発生件数については全国ベースで昨年同期比横這い、トライアル実施前3ヶ月比微減という状況に対し、対象地域については各々58%減、61%減と大幅な改善を見ることができました。これは警察によるパトロール強化をはじめとする関係当局のご協力はさることながら、当活動を通じての各店舗における自主防犯意識の向上によるところが大きいと考えております。

今回第1次トライアルより第2次へと継続展開する中で、活動全般を通じて改めて確認できた顕著な傾向として、特に店舗従業員におけるセーフティステーション活動に対する意識の向上が挙げられます。対象店舗の76%において当活動が従業員の意識改革のきっかけになったとの認識を持っており、お客様からのご意見・ご質問も数多くいただくようになりました。

この度の第2次トライアルにおける成果および課題を真摯に受け止め、コンビニエンスストアが真に『まちの安全・安心な生活拠点』となるべく、将来の全国展開をも視野に入れ、更に対象地域を拡大し第3次トライアルに取組む所存です。

【集計データ】

1. 防犯効果 地域安全状況の検証(強盗発生事件)

*昨年同期及びトライアル実施前3ヶ月との比較

対象期間	トライアル期間	前 年	トライアル実施前 3ヶ月
	2003年11月～2004年1月	2002年11月～2003年1月	2003年8月～10月
全 国	178 件	176 件	185 件
東京都内6区	2	7	11
神奈川県(横浜市、川崎市)	6	11	7
福岡県	3	8	9
佐賀県	0	0	1
計	11	26	28

※前年同期対比 ▲58%、実施前3ヶ月対比 ▲61%

- すべての実施地区で強盗件数が大幅に減少した。(東京都内6区では警視庁との連携でパトカーの店舗立ち寄り体制が大きく貢献した。また、その他実施地区でもパトロール強化の実例報告も多かった。)
- 継続実施地区の佐賀県では強盗発生なし。(引き続き安定した治安状況であった。)
- 警察への110番通報は1,629件(参加4,537店中35.9%)発生している。主な事件・事案は「万引、嫌がらせ・因縁・恐喝の類、青少年のたむろ、不法駐車、器物破損、暴行」等であった。また、1,629件の内、約80%がその場で解決した。一方、その場で解決しないと回答した事案は「不法駐車、青少年のたむろ」が多くたが、店舗・警察が協力して継続対応した結果、大半が解決をみた。警察との連携の大切さが伺える。

2. 対応件数 参加チェーンの全店舗集計

	東京都内 6区	神奈川県 (横浜市、川崎市)	福岡県	佐賀県	合 計
トライアル参加店舗数	1,170 店	1,605 店	1,510 店	252 店	4,537 店
①女性・子供の駆け込み対応	87 件	151 件	48 件	14 件	300 件
②お年寄り・体の不自由な方の介護	289	731	230	79	1,329
③緊急災害・犯罪発生時の通報	184	254	191	55	684
④未成年者への酒類・たばこの販売禁止	181	730	429	152	1,492
⑤18歳未満者への成人誌閲覧・販売禁止	58	148	72	7	285
⑥青少年のたまり場化防止への対応	225	520	242	45	1,032
	(1,024)	(2,534)	(1,212)	(352)	(5,122)

- 「お年寄り・体の不自由な方の介護」をはじめとして「緊急災害・犯罪発生時の通報」、「女性・子供の駆け込み対応」に関しては、合計2,313件(参加4,537店中51.0%)の対応事例があり、微力ながらも確実に地域社会に貢献していることが伺える。
- 「未成年者への酒類・たばこの販売禁止」、「18歳未満者への成人誌閲覧・販売禁止」に関しては合計1,777件(参加4,537店中39.2%)の対応事例があり、少なからずその未然防止に貢献できたものと考えられる。一方、依然として「青少年のたまり場化防止への対応」に関する事例報告も後を絶たず、青少年の健全育成に向けた地域・行政・警察との連携強化および地域住民の皆様のご理解と積極的参画による一層の活動推進が必要である。

この件に関するお問い合わせ

社団法人 日本フランチャイズチェーン協会

電話 03-5777-8701 フックス 03-5777-8711

担当: CVS部 磯野・島村

成人誌販売・閲覧防止ガイドライン

成人向け雑誌は条例等により 18 歳未満の男女に販売しない、また閲覧させてはいけない雑誌であり区分陳列、年令確認等が必要です。以下の事項に注意して下さい。

【JFA自主基準に基づき会員各社においては、指定図書、表示図書は扱っておりません。
以下の基準についてはグレーボーン雑誌のガイドラインとなります。】

1. 陳列場所

図 1 の雑誌区分什器の上段・下段の仕切り中に整理して対象雑誌の陳列をご徹底下さい。

図 2 の POP を雑誌区分什器上段の中央に掲示して下さい。

図 1 雑誌区分什器（上下段）

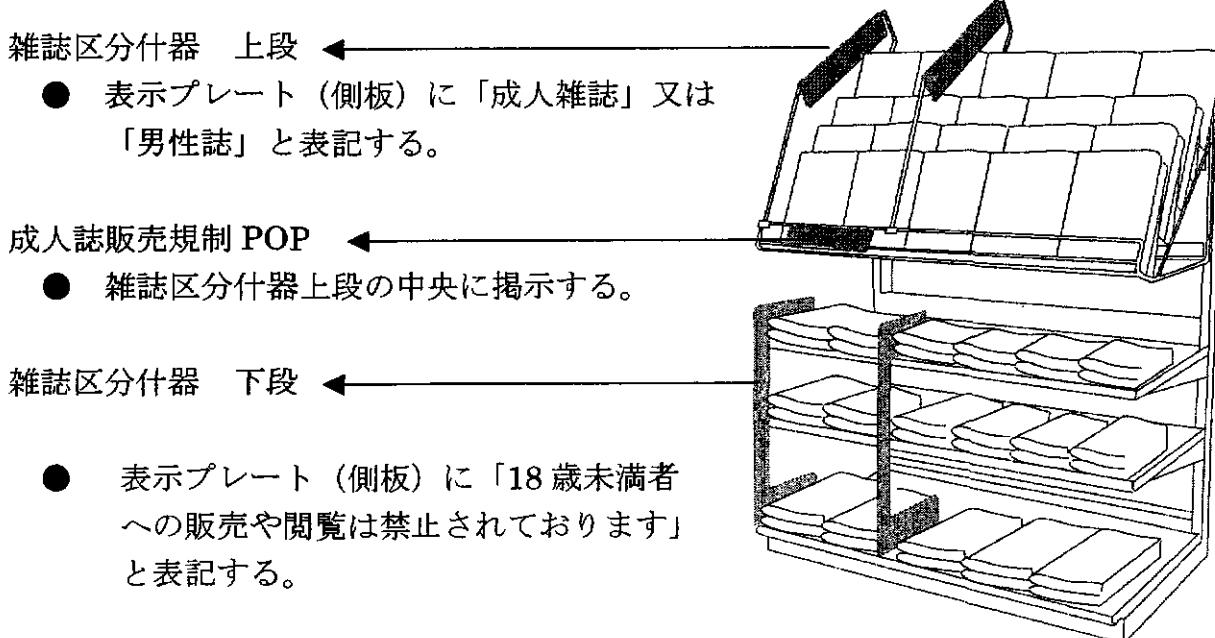
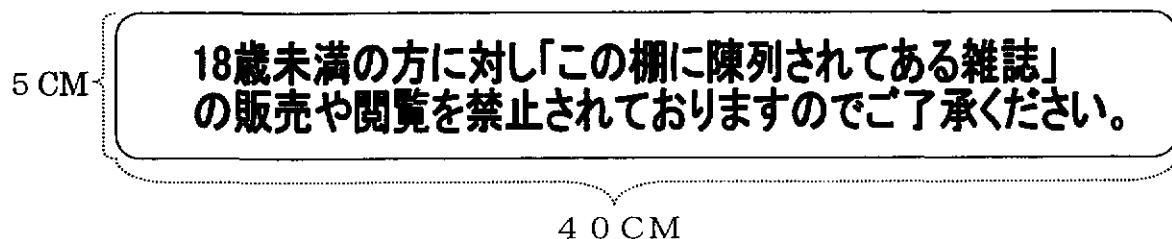


図 2 成人誌販売規制 POP



2. フェイスアップ時の注意

フェイスアップの際、成人向け雑誌が区分什器外にあった場合は、区分陳列什器内に戻して下さい。

3. 販売時の注意点と閲覧防止の注意点

①18歳未満と思われるお客様が、成人向け雑誌を購入しようとした場合。

- ・年齢確認できる証明書の提示を求める。

(例)「恐れ入りますが年齢を確認できる証明書をお持ちでしょうか?」

(イ)18歳以上の場合 → 丁寧に失礼を謝罪する。

(例)「大変失礼致しました。ご協力有難うございました。」

(ロ)18歳未満の場合 → はっきりと販売しない旨伝える。

(例)「申し訳ございません。18歳未満のお客様には、条例等により販売できない事になっております。」

②未成年と思われるお客様が成人向け雑誌を閲覧していれば①に基づき注意をして下さい。

以 上

参考例

